

## 茨木市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

### (設置)

第1 本市における放課後子ども総合プランに係る施策を推進するため、茨木市放課後子ども総合プラン運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学童保育事業と放課後子ども教室推進事業との具体的な連携方策に関する事。
- (2) 放課後子ども総合プランの活動プログラムの企画・充実に関する事。
- (3) 放課後子ども総合プランの安全管理方策に関する事。
- (4) 放課後子ども総合プランの広報活動方策に関する事。
- (5) 放課後子ども総合プランに参画するボランティア等の地域の協力者の人材確保方策に関する事。
- (6) 学童保育事業及び放課後子ども教室推進事業の検証に関する事。

### (組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育総務部長の職にある者を、副委員長はこども育成部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる関係団体を代表する者及び別表第2に掲げる課に所属する職員のうち当該課の長が推薦する者をもって充てる。

### (委員長等)

第4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6 委員会の庶務は、学童保育課及び社会教育振興課において処理する。

### (秘密の保持)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別表第1

放課後子ども教室代表者連絡会  
茨木市PTA協議会  
市立小学校校長会

別表第2

学童保育課  
社会教育振興課  
学校教育推進課